

お知らせ

なんたん

発行
南丹市

特別号

平成29年
11月24日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

台風21号関連情報

この度の台風21号により被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

また、連日の復旧作業などにそれぞれのお立場で多大なるご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

南丹市内においては、大雨と強風により各地で甚大な被害が発生しました。

市としましては、各関係機関と協力を密にして、一日も早い復旧ができますよう、できる限りの努力をしております。

南丹市長 佐々木稔納

自治振興補助金のお知らせ

被災した集会所やグラウンドなどのコミュニティ施設の復旧をするため、行政区が実施される災害復旧事業については、自治振興補助金を活用していただけます。

●**交付対象** 行政区

●**補助金額** 事業費最低額は20万円、対象経費の1/2以内で、200万円を限度に補助

※解体、撤去費、残土などの処分費や補修費も対象

※詳細はお問い合わせください。

☎**地域振興課**

☎(0771)68-0019

☎**各支所地域推進課**

☎**八木**(0771)68-0020

☎**日吉**(0771)68-0030

☎**美山**(0771)68-0040

京都府地域力再生プロジェクト支援事業

台風21号の豪雨などによる府内の被災地および被災者への支援に取り組みされるNPOや自治会などの民間団体の活動を、地域力再生プロジェクト支援事業交付金で支援します。

●**募集締切** 11月30日(木)

●**対象事業例** 災害で発生した土砂・がれきの除去、被災家屋などの清掃作業など

●**交付率** 事業費の10/10
※京都府 2/3、市町村振興協会 1/3

●**交付金額** 30万円以内

●**対象経費例** ブラシ・スコップなどの資材や軍手・長靴などの消耗品代、がれき運送用のトラックなどの借上料や燃料費、ボランティアの募集チラシやボランティア保険料など

☎**南丹広域振興局企画振興室**

☎(0771)24-8430

☎<http://www.pref.kyoto.jp/chikiiryoku/>

台風21号で被災された方に対する災害見舞金

台風21号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、災害見舞金を交付します。

●**対象** 南丹市の住民基本台帳に記録されている方(現に市内に居住している方に限る)のうち、次のいずれかの被害を受けた住宅の世帯主

●**対象被害**

- ・全壊・流失：住家の損壊または流失した部分とその住家の延床面積の70%以上に達したもの
- ・半壊：住家の損壊した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- ・床上浸水：住家の床より上に浸水したもの

●**見舞金の額**

- ・全壊・流失：10万円
- ・半壊：5万円
- ・床上浸水：3万円

●**申請方法** 平成30年3月30日(金)までに、南丹市災害見舞金交付申請書(兼口座振込依頼書)および罹災証明書(写し可)を、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎**社会福祉課**

☎(0771)68-0007